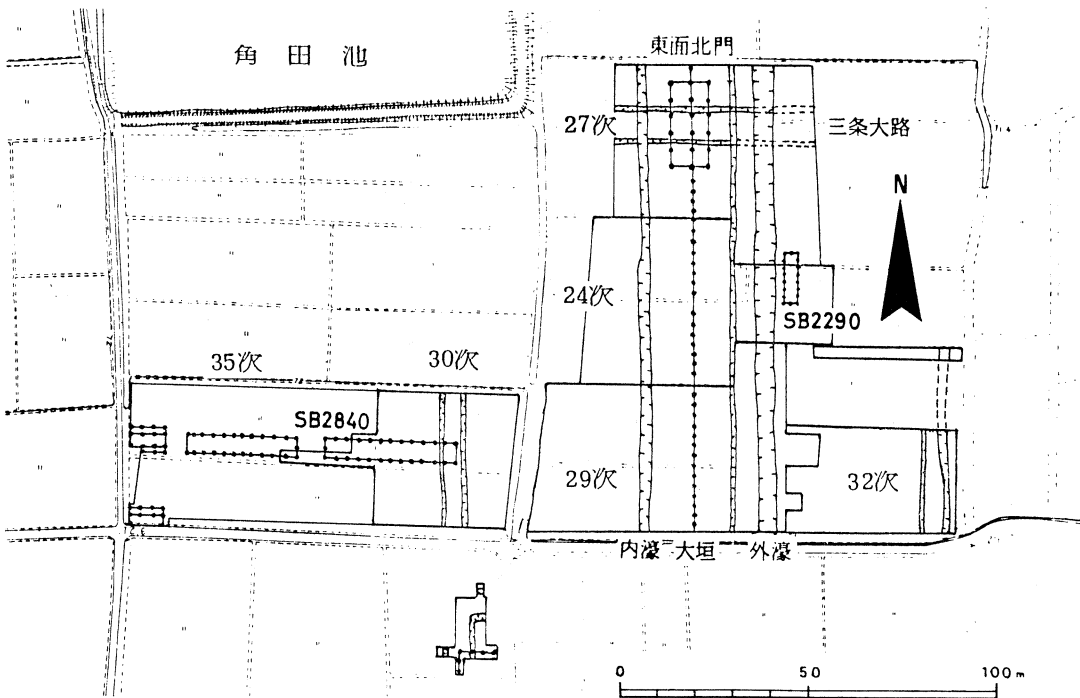


1. 藤原宮東方官衙地域の調査（第35次）

（昭和57年2月～5月）

この調査は、昭和55年に行なった第30次調査に続き、東方官衙の一画を構成する建物群の規模・配置等をさらに明らかにする目的で実施したものである。調査地は、藤原宮大極殿の東北約300mの水田であり、第30次調査区に西接し、その西側拡張区に一部重複した東西65m、南北35mの範囲である。第30次調査では、東面大垣から約60mの空閑地を隔てて、東西棟建物SB2840を検出し、その西方にはほぼ同規模と思われる建物の一部を確認しており（概報11）、東方官衙を構成する建物群は、さらに西方へ広がっていることが予想された。

調査区の層序は、基本的に、上層から耕土・床土・灰褐色土・黄褐色粘土地山層の順であり、遺構の大半は地山層上面で検出した。しかし、調査区の西南部は、古い自然流路の存在を示す砂礫層の堆積によって地山粘土層が大きく分断されており、その上面で検出した遺構もある。検出した主な遺構には、掘立柱建物、井戸、溝、



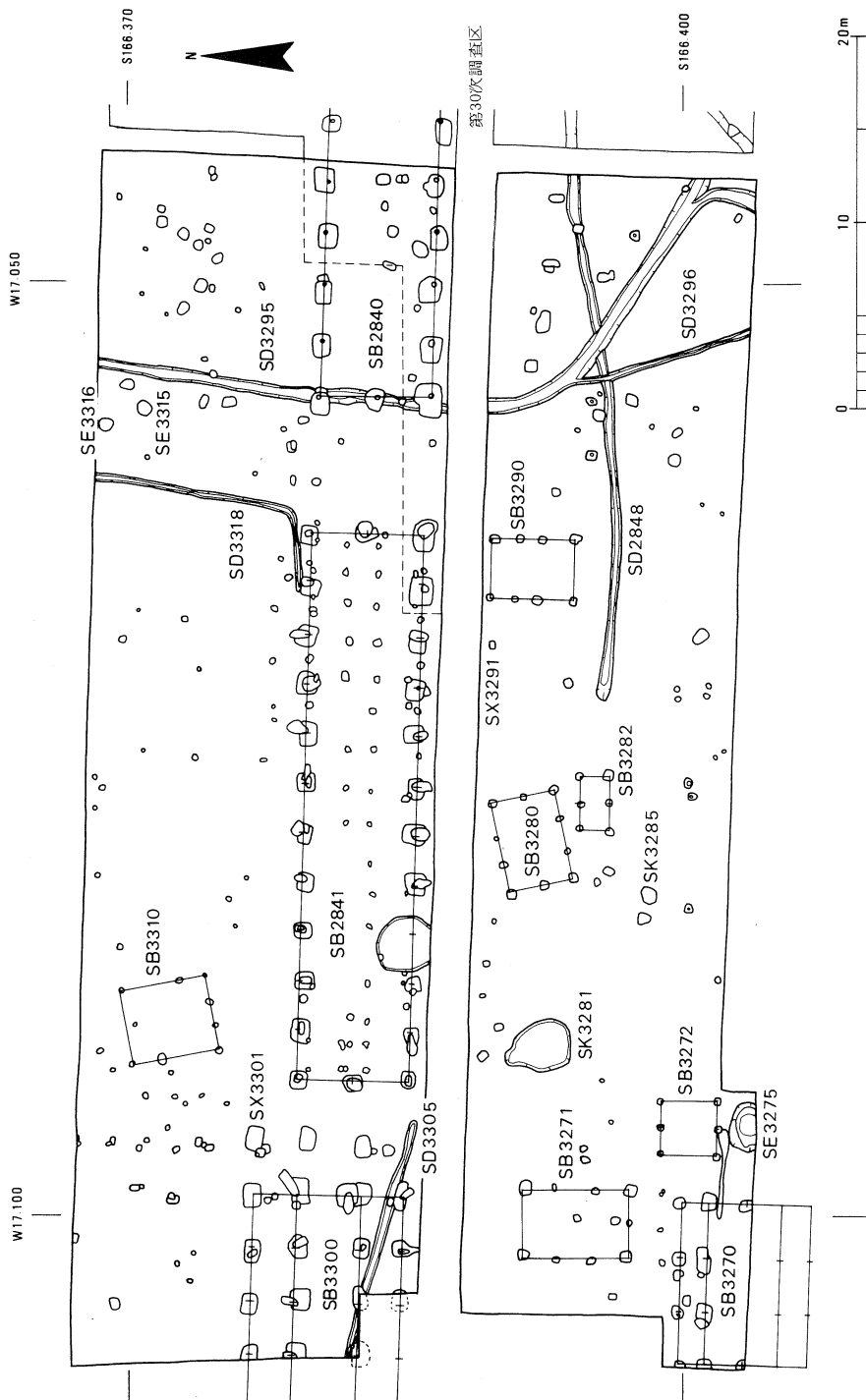
第1図 藤原宮東方官衙地域調査位置図（1：2000）

土壌、小柱穴群などがある。遺構は、藤原宮期、藤原宮期以前、その他に大別されるので、その区分にしたがって概要を記すこととする。

藤原宮期の遺構 藤原宮期の遺構には、掘立柱建物SB 2840・2841・3300・3270、井戸SE 3275、土壌SK 3281がある（写真1）。

掘立柱建物SB 2840は、第30次調査でその大半を検出している。今回、西妻柱と北側柱西第1～3の柱穴を検出し、その規模が確定した。桁行12間（総長^{35.2}32.5 m）、梁行2間の長大な建物で、柱間寸法は桁行、梁行ともに2.93 m（10尺）等間である。柱掘形の大きさは一定しないが東西約1.2 m、南北約1 mの隅丸長方形を呈する。西妻柱をのぞくすべての柱穴には、柱痕跡が認められ、北側柱西第3の柱穴には、直径19 cmの柱根が遺存していた。SB 2841は、SB 2840の西7.3 m離れた位置に、南側柱筋をそろえて建てられている。これも、第30次調査でその一部を検出している。桁行11間（総長^{29.0}29.3 m）、梁行2間の東西棟建物である。柱間寸法は桁行2.64 m（9尺）等間、梁行2.93 m（10尺）等間に復原できる。柱掘形の大きさは一辺1 m前後の不整形で、やや不揃いである。柱はほとんどが建物外方へ抜かれているが、内側あるいは横方向へ抜かれているものもある。南側柱東第4の柱穴には、直径30 cmの柱根が遺存していた。この建物には、南北両側柱の内側に各1列、中通りに2列、計4列の床束を支える東石が残っており、その位置が桁行方向は直線に通るものの、梁行方向ではかなりの乱れがみられるところから、床は桁行方向に根太を渡し、梁行方向に床板を張る構造であったと考えられる。東石は、直径30～40 cm、深さ20～40 cmほどの掘形を穿ち、その底に、掘形の直径とほぼ等しい大きさの花崗岩や熔結凝灰岩（榛原石）などの自然石を、1個あるいは数個埋め込んだものである。東石掘形の深さは一定でなく、地山面上で直接検出した東石もある。

SB 3300は、SB 2841の西約6 mの位置にあり、SB 2840・2841とその南側柱筋をほぼそろえて建てられている。桁行3間以上、梁行3間の規模の東西棟と考えられる建物で、柱間寸法は、桁行2.93 m（10尺）等間、梁行は中央間3.5 m（12尺）、両脇間が2.34 m（8尺）に復原できる。柱掘形の大きさはふぞろいであるが、大きいもので東西1.4 m、南北1.1 mの隅丸長方形を呈する。大部分の柱は不定方向に抜き取られているが、一部の柱穴には直径20 cm前後の柱痕跡が残る。SB 3300は、



第2図 第35次調査遺構配置図(1:400)

桁行3間分を確認したのみであり、さらに西方へ延びていると考えられる。なお、SB 3300の東約3 mに南北にならぶ柱穴群SX 3301は、柱筋や柱掘形の大きさがほぼ等しく、当初、SB 3300と一連の柱穴と考えたが、柱をたてた痕跡が全く認められず、また南側柱位置については、精査にもかかわらず柱掘形は確認されなかった。SB 3270は、SB 3300の南約14 mの位置に、その東妻柱筋を揃えてたてられた建物で、桁行3間、梁行2間の身舎に北庇がつく東西棟建物と考えられる。南庇の有無については、その部分が道路下にあたるため調査できなかった。柱間寸法は桁行が2.93 m（10尺）等間、梁行は身舎が2 m（7尺）、庇が1.45 m（5尺）である。柱掘形は身舎が一辺1 m前後、庇が一辺0.7 m前後の不整形を呈する。北庇、西第2の柱穴では、礎板と思われる板材を検出した。

井戸SE 3275はSB 3270の東妻柱の東4 mにあり、直径1.8 m、深さ0.7 mの平面円形を呈する掘形をもつが、南半は調査区外にあり、確認できなかった。井戸枠はすべて抜き取られており、底に敷いたとみられる拳大の円礫が多数遺存していた。土壙SK 3281はSB 2841の南西にある土壙で、約3～4 mの楕円形の平面を呈する。井戸SE 3275、土壙SK 3281からは、藤原宮期の土器が少量出土した。

藤原宮期以前の遺構 藤原宮期以前の遺構は、古墳時代前期の遺構と7世紀代の遺構とに分けられる。

古墳時代前期の遺構には、2基の井戸SE 3315・3316と、素掘りの溝SD 2848・3305がある。調査区北東部で検出した井戸SE 3315・3316は、いずれも平面が、不整形円形を呈する素掘りの井戸である。SE 3315は直径0.8 m、深さ1 m、SE 3316は直径0.7 m、深さ1 mの規模である。いずれも、埋土上層には多量の焼土・木炭が含まれ、少量の布留式土器が出土した。なおSE 3315からは、木片とともにナスビ形木製品の断片が出土した。

東西溝SD 2848は、第30次調査ですでにその東半を検出しているが、今回その西半約28 m分を検出した。幅約0.5 m、深さ約20 cmをはかり、埋土から少量の布留式土器が出土した。斜行溝SD 3305は、自然流路とみられる砂礫層の範囲を隔てて、SD 2848と同一方向に走る同規模の素掘り溝で、SD 2848の西延長部とみられる。

7世紀代の遺構には、小規模な掘立柱建物SB 3271・3272・3280・3282・3290・

3310, 素掘りの溝 SD 3295・3296・3318 などがある。

南北棟建物 SB 3271 は SB 3270 の北にあり、規模は桁行 3 間 (5.7 m)、梁行 2 間 (3.8 m) である。柱掘形は四隅のものが一辺約 0.6 m とやや大きい不整形を呈するが、その他の柱穴はいずれも小さく、柱筋もあまり揃わない。SB 3271 の東南にある SB 3272 は、桁行 1 間、梁行 2 間の南北棟建物で、一辺約 2.9 m の方形を呈する。柱穴は一辺 0.4 m 前後の小規模なものである。藤原宮期の建物 SB 2841 の南にある東西棟建物 SB 3280 は、桁行 3 間 (5.0 m)、梁行 2 間 (3.5 m) の規模をもつ。四隅の柱掘形がやや大きく、一辺 0.5 m 前後の不整形を呈する。東西棟建物 SB 3282 は SB 3280 の南にある東西 2.9 m、南北 1.5 m の小規模な建物である。南北棟建物 SB 3290 は、SB 3280 の東にあり、規模は桁行 3 間 (4.5 m)、梁行 1 間 (3.1 m) である。柱掘形は一辺 0.3 ~ 0.5 m の不整形を呈する。南北棟建物 SB 3310 は SB 2841 の北西にあり桁行 3 間 (4.6 m)、梁行 3 間 (4.0 m) の規模をもつが削平が著しく、柱掘形の大きさも一辺 0.5 m ほどあるものと痕跡が残る程度のものであり、柱筋も整然とは揃わない。これらの建物は、7 世紀代に属するとみられるものの、出土遺物がきわめて乏しく、確実な年代は不明である。しかし、造営方位の上からは、藤原宮期の建物群と造営方位がほぼ一致する SB 3271・3272・3290 と、その方位が国土方眼方位に対して北で西へ 14° 前後ふれている SB 3280・3310 との二群に分けることができる。

素掘り溝 SD 3295 は、幅 0.6 ~ 0.9 m、深さ 20 cm の蛇行する溝で、北半部には護岸用とみられる杭穴がある。SD 3296 は SD 3295 の屈曲点にとりつく細い溝で、その分流とみられる。SD 3295 と同じく、多くの流水を示す砂層の堆積がある。素掘り溝 SD 3318 は、SD 3295 の北半の西約 6 m の所を併走する溝で、幅 40 cm、深さが 20 cm 程の小規模なものである。これらの溝は、遺構の重複関係からみると、古墳時代前期の溝 SD 2848 よりも新しく、藤原宮期の建物よりも古いことは明らかであるが、いずれも出土遺物が乏しく、確実な年代は明らかにしがたい。

その他の遺構 SB 3290 の西北にある柱穴 SX 3291 は、炭化物を多量に含む埋土中から黒色土器が出土しており、唯一の平安時代の遺構である。その他、調査区全域で多数の小柱穴、土壌を検出したが、出土遺物がきわめて少量であるため、その

時期や性格を明らかにしえない。

遺物 土器・瓦・木製品などがあるが、調査面積に比してその出土量がきわめて少ない点は、東方官衙地域に共通する特徴である。土器では、古墳時代前期の井戸 SE 3315・3316，溝 SD 2848・3305 から、布留式土器がややまとまって出土したほかは、藤原宮期と 7 世紀代の土器はきわめて少量である。瓦は、包含層から軒平瓦 6643—新形式 1 点が出土しただけで、丸・平瓦の出土量もごく少ない。木製品には、東西棟建物 SB 2841 の西妻柱の抜取穴から出土した曲物の底板と、古墳時代の井戸 SE 3315 から出土したナスビ形木製品がある。その他には、素掘り溝 SD 3295 の埋土から出土した小形の碧玉製管玉 1 点がある。

まとめ 第 30・35 次の調査を通して検出した藤原宮期の遺構は、東方官衙地域の建物配置と、その空間利用のあり方の一端を示すものである。その配置は、東西棟を主体とするか、南北棟を主体とするかの違いはあるものの、長大な建物を直線状に配するという点においては、西方官衙地域での配置と共通し、藤原宮における官衙建物配置の基本的なあり方を示しているといえよう。4 棟の建物は東西あるいは南北方向に柱筋を揃えて整然と配されており、その配置計画については、第 30 次調査の段階に、SB 2840 の北側柱列が四条条間路心の北約 45.5 m の位置にあって、先行条坊の坪の南 3 分の 1 にあたる可能性を指摘した。しかし、今回の所見によると、SB 2840・2841 と SB 3300 の南側柱筋および、SB 3300 と SB 3270 の東妻柱筋がほぼそろい、それらが建物配置の基準となっている可能性が強いことが明らかになった。この場合、SB 2840 等の南側柱筋は、四条条間路心との距離が約 42 m であり、先行条坊の坪の南 3 分の 1 に配されたと推定されるが、SB 3300 等の東妻柱筋と先行条坊との関係は今ひとつ明確でない。したがって、先行条坊と関わる建物配置の存否を含めて、今後より厳密な検討が必要である。いっぽう、4 棟の建物は方眼方位に対して北で東に $1^{\circ}40'$ 前後振れており、これは宮の造営方位とは逆である。しかし、調査区の南 20 m での調査（第 21—1 次・33—7 次）では、宮の造営方位と同様、北で西へわずかに振れる建物が検出されており、東方官衙地域の北半と南半とでは造営方位、建物配置が異なっていた可能性も考えられる。この現象が、東方官衙の性格や配置とどのような関わりをもつかについては、今後の調査の進展をまちたい。